



平成 21 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名	株式会社東理ホールディングス
コード番号	(5856) 上場取引所 東
代表者名	代表取締役 忍田 登南
問合せ先	専務取締役 永井 鑑
T E L	(03) 3548-1014

前代表取締役社長の取締役辞任意向撤回にともなう臨時株主総会の

中止に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 23 日開催の取締役会において、平成 21 年 9 月 24 日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」に関して前代表取締役社長から取締役辞任意向が撤回されたことにもない、同時に「臨時株主総会招集のための基準日設定のお知らせ」において公表した、本臨時株主総会について中止することを、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 中止とする臨時株主総会

- (1) 公告日 平成 21 年 10 月 1 日 (木)
- (2) 基準日 平成 21 年 10 月 15 日 (木)
- (3) 開催予定日 平成 21 年 11 月 27 日 (金)

2. 予定されていた臨時株主総会の開催目的について

平成 21 年 9 月 24 日に、代表取締役社長でありました福村康廣氏より、取締役辞任の意向が表明されましたが、当社の取締役は 3 名であるため、後任の選任が退任の要件でありました。したがって、欠員を補充するための役員選任の議案を上程するために臨時株主総会を開催を予定したものでありました。

3. 臨時株主総会中止の理由

(1) 福村氏の取締役辞任意向について

代表取締役社長でありました福村氏より、平成 21 年 9 月 24 日に「代表取締役の異動に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、一身上の都合により当社代表取締役社長を辞任したい旨の意思表示がなされたため、新たに代表取締役社長を選任し、また、福村康廣は、平成 21 年 11 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会をもって取締役を辞任する予定でありました。

本取締役の辞任の意向につきましては、下記の通りでありました。

平成 21 年 9 月 10 日に「支払手数料返還金に関するお知らせ」にて公表いたしました、平成 16 年 12 月 8 日に開示いたしました新株予約権による資金調達 8,080 百万円に関するコンサルティング費用 1,680 百万円 (消費税を含め 1,764 百万円) につきまして、顧問弁護士よりコンプライアンス上、増資金額に比してコンサルタント費用が過大ではないかとの印象から、コンサルタントの役務の提供とその費用とのバランスが問題にされるおそれがあるとの指摘を受けました。当時の取締役会の決議を経ている等の理由で適法と考えられますが、

当時及び返還時の代表取締役社長でありました福村氏は、そのようなおそれは経営者として自ら払拭すべきであると考え、自らの負担において上記金額全額（1,764百万円）を平成21年9月10日当社に振込みました。

また、コンプライアンス上の責任を感じ、代表取締役社長辞任の意向が表明され、当社としても、これを受け入れることといたしました。

（2）その後の調査等

平成21年10月15日開示の「（訂正）支払手数料返還金の返還にともなう「特別利益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」の全部訂正について」において公表いたしましたとおり、その後の調査等を踏まえた現時点での福村氏から当社への支払手数料返還及び当社から福村氏への返還に関する当社の判断は以下の通りであります。

①平成21年9月10日・16日の開示内容につきましては、返還を受けること及び金額の妥当性について議論されましたが、一部断片的な情報をもとに、返還者の意志である全額返還を受け入れる判断を下したものであり、当時の状況からこの判断にはやむを得ない部分もあったと考えられますが、早計なものであります。

②調査の結果、平成16年12月8日に開示いたしました新株予約権による資金調達8,080百万円に関するコンサルティング費用1,680百万円（消費税を含め1,764百万円）につきましては、対価性及び金額に妥当性があるものと判断いたしました。

従いまして、当社は福村氏に支払手数料返還金を返還することといたしました。併せて本件不動産売買契約を解約しました。そのうえで具体的には、平成21年9月10日に福村氏より当社に振込まれました、1,764百万円より、同氏から購入しました不動産代金を差引いた金額（1,234百万円）を同氏に返還することといたしました。また、当社は福村氏と合意書を締結し、本返還金の返還に関連して、後日、当社に対する損害賠償債務があったのではないかと指摘ないし可能性があり得ることから、当社の返還の妥当性を高めるために、当社は福村氏より同氏の保有する不動産及び当社株式（2,440万株）の担保提供を受けるものといたしました。

（3）辞任意向の撤回について

今般の支払手数料返還金の取扱を巡りましては、（2）で説明しましたとおり、支払手数料返還金を福村氏に返還することが妥当と判断し、返還を行ないましたが、当社自らが市場を混乱させ、株主様、取引先様、市場関係者様はじめ多くの方々にご迷惑をおかけいたしました。この責任は、当社はもとより、福村氏に起因する部分も大きいものの、当社といたしましては、同氏の業務遂行能力等を考慮しますと、この責任及び（2）で説明しました損害賠償に関するリスク（経済的には同氏からの担保によりカバーされていると考えられる）を差引いたとしても、同氏が取締役として残留することが、当社及び株主様並びに取引先様の利益になると考えます。

本残留に関しまして福村氏と協議しましたところ、同氏より当社の事業に専念することで責任を果たしたいとの発言があり、同時に取締役辞任意向の撤回が表明されました。当社といたしましても、引続き同氏に取締役（常勤）として機能してもらうことが適当であると判断いたしました。

従いまして、同氏の退任を前提とした欠員補充のための役員選任議案を上程するための平成21年11月27日開催予定の臨時株主総会を中止いたします。

（参考）平成21年10月15日 「（訂正）支払手数料返還金の返還にともなう「特別利益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」の全部訂正について」

平成21年9月24日 「臨時株主総会招集のための基準日設定のお知らせ」

平成21年9月24日 「代表取締役の異動に関するお知らせ」

平成 21 年 9 月 16 日 「特別利益の計上および業績予想の修正に関するお知らせ」
平成 21 年 9 月 10 日 「支払手数料返還金に関するお知らせ」
平成 16 年 12 月 8 日 「第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ」

以 上